

令和3年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年5月7日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時52分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	5番	田邊 元史		6番	庄倉 三保子	
	出席職員 事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 瀧山 理香 産業課主幹 益田 良介					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	非農地証明書の交付について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
報告	(1) 農地の復元状況の報告について (2) 第1回総会議案第1号(1)について
その他	(1) 活動記録の電子化について (2) 五色ヶ丘果樹団地再生事業スケジュールについて (3) 令和3年度第3回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和3年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	— 省略 —
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願い致します。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、5番 田邊元史委員、6番 庄倉三保子委員、書記につきましては瀧山職員にお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容については局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p>【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 247 m² 登記：田 現況：畑 9.91 m²</p> <p>合計：田 2筆 256.91 m² 用途：一般住宅・車庫 契約種別：売買 譲渡人： 譲受人：</p> <p>（備考） この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は一般住宅、駐車場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格では10a当たり 円、面積に直しますと 円と聞いております。代替地はございません。</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：田 現況：田 1,556 m² 合計：田 1筆 1,556 m² 用途：共同住宅・駐車場 契約種別：売買 譲渡人： 譲受人：</p> <p>（備考） この申請地は から半径300m以内にある農地であるため、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は共同住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断</p>

	<p>しての申請です。</p> <p>売買価格は、10a 当たり 円、面積で直しますと 円と聞いております。代替地はございません。</p>
議長	<p>現地調査報告を糸田委員よりお願いします。</p>
糸田委員	<p>今日午前9時から、恩田会長、市川職務代理、井上委員、井田委員、吉次委員、田邊委員、庄倉委員、頼田委員、私、岡田局長、潮局長補佐、瀧山職員の12名で現地調査を行いました。</p> <p>番号1の案件ですが、現地調査資料の1ページをご覧ください。</p> <p>から、に抜ける町道がある所になります。2ページをご覧ください。西側のは段差があって高くなっています。保全管理状態です。北側のはさんが蕎麦を作られています。該当地は現況が畑ですが、近年は耕作されていなかったような農地です。4ページに排水計画図が付いています。雨水は町道側の水路に流れます。汚水は町道側に走っている下水に流れるようになっていきます。周辺の農地に与える影響もなく、転用は妥当であると思いました。</p> <p>次に番号2の案件ですが、場所は7ページをご覧ください。側から向かってに入る信号を東側に渡り、少し行った所を南側に入った所になります。8ページに公図がございます。の筆を今回転用される為に測量をして分筆されました。9ページに土地利用計画が載っています。町道に挟まれた農地でございます、下側がです。上側を分筆されて転用されます。左側には住宅が建っていますし、B棟の建設予定地側は町有地との駐車場になっています。隣接する農地はございません。水の便が悪くて猪の被害も大きく近年耕作されていません。一部畑地として耕作されていましたが、地権者の方が病気をされて新たな耕作者を探しておられました。先ほども申しましたように非常に条件の悪い農地で耕作者が見つからず保全管理状態でした。分筆をして一部農地として残りますが、この残った農地も転用の話が出ていまして、近く申請が出ると聞いています。周辺の農地に与える影響はなく、転用妥当と判断しました。</p>
議長	<p>議案第1号について質疑を受けます。</p>
田邊委員	<p>番号2についてお聞きします。この図面を見ますと12戸建設予定となっておりますが、ゴミ置き場が0となっております。何処にゴミは出されるのか。共同住宅の場合、必ずゴミ置き場が設置されるはずですが。可燃ゴミ、不燃ゴミは何処に出されるのか。地区の自治会さんと話が出来ているのかどうか。その様なことまで突っ込んで検討しなければいけないのではないかと思います。これだけの世帯が入居されるのであればゴミの問題が出てくると思いますが、どのようにお考えですが。</p>
議長	<p>9ページの利用計画図を見ましてもゴミ置き場がありません。地域との話し合いはできているのか、被害防除の事もあります。どのように進められていますか。</p>
局長補佐	<p>申し訳ありませんが、ゴミ置き場については確認しておりませんでした。今から業者さんを通じて確認したいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい。今までに出てきた集合住宅にはゴミ置き場が設置されておりました。休憩時間に確認をして説明をして下さい。今は保留とします。</p>

		他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	第1号議案、『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』の番号1については議決、承認されました。番号2については保留とします。
議案第2号 非農地証明書の 交付について	議長	議案第2号『非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号非農地証明書の交付について、下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明（議案書3頁）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：原野 36㎡ 合計：畑 1筆 36㎡ 申請人： 長年耕作がされておらず、原野の状態です。平成2年国土院の航空図面を確認しております。 なお、4月8日に、土地の所有者である さん、恩田会長、市川職務代理、作野委員、頼田委員と事務局で現地に行き、境界立会をしています。その際に非農地であることを確認しました。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
		(質問、意見等なし。)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	意義なしと認め、議案第2号『非農地証明書の交付について』は、議決、認定されました。
議案第3号 農用地利用集積 計画案の決定 について	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読（議案書5～8頁）】 整理番号 147番～151番 設定を受ける者： 5名 設定をする者： 5名 設定をする土地： 24筆 計14,165㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議長	議案第3号について質疑を受けます。
	田邊委員	番号147番の さんですが、 さんより396㎡借りられています。 さんは 頭の を飼育されているようですが、 頭となると、当然、機械設備、装備に関しては100馬力以上の大型機械がほとんどであろうと思います。何故、今回、3畝ほどの狭い面積

		を借りられるのか説明をお願いします。
	議長	提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	(ボードに図面を描いて説明) 今回の申請地である の隣に があります。 は さん所有の農地で m ² あります。2 筆に分かれていますが実際 は、この 2 筆は 1 枚の田です。この は既に さんが利用権設定 で平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の期間で借りておられます。 を借りて、一帯で飼料作物を作られるということです。 は 来年終期を迎えますが、今回申請の の終期に併せて令和 9 年 3 月 31 日まで借りるように更新される予定であると聞いています。
	議長	隣の は既に さんが借りておられると言う事です。
	田邊委員	分かりました。
	庄倉委員	と の間のケタはどうされますか。
	局長補佐	仕切りはないことを確認しています。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	意義なしと認め、議案第 3 号『農用地利用集積計画案の決定について』 議決、承認されました。
議案第 4 号 B 判定農地に おける特別委 員会の判定結 果について	議長	議案第 4 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』上 程いたします。
	局長補佐	“特別委員会による現地確認資料”と“議案第 4 号資料”の 2 種類の 資料をご覧ください。 本日、5 月 7 日午前中に、 地区の現地調査をしておりますが、事前 に 4 月 21 日に と 地区、集落で言うと 地区になりますが、 庄倉委員と井田委員に現地調査をしていただいています。それが“議案第 4 号資料”に載っている 4 枚の写真です。
	議長	庄倉委員より現地調査報告をお願いします。
	庄倉委員	説明にもありましたが、行きにくい場所でしたので事前に調査しまし た。 の と の場所は、現地確認資料の 1 ページの航空写真を ご覧ください。 は溜池です。 と は の前になりますが、 写真を見て頂くと分かるように、木や竹が生えていまして、到底農地 になるような所ではないと確認しました。 それから、右の上の方に があります。 から の方 に入って左に太陽光が設置してある場所の奥の方に溜池があります。それ より奥にこの農地があります。溜池の近くなので沼地のようになって いて、木も生い茂り農地に復元できるような場所ではないと確認しました。
	議長	井田委員より現地報告をお願いします
	井田委員	本日、 の 地区の現地調査を行いました。 は溜池で、⑤か ら⑨までは議案第 4 号資料に写真が付いています。 は、溜池から少し 上がった所に通行止めになった農道があります。山林、原野化していて農 地に戻すことは考えられません。 航空写真の 3 ページをご覧ください。⑩から⑬までは、溜池から少し 下がった所から 側を背にして入った所です。ここも山林、原野化して いて農地復元は不可能と判断しました。

		の、ですが、⑱は道路際です。⑱から㉓は、から右に入った山の中です。ここも山林化しており、農地復元は不可能と判断しました。
	議長	このことについて質疑を受けます。 議案第5号について、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第4号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』は原案通り議決、承認されました。 休憩に入ります。その間に事務局は保留になった件について確認をお願いします。
		休憩（14：08～14：25）
第1号議案、 『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号2(保留)について	議長	再開します。 議案第1号で田邊委員よりありました質問に関して説明をお願いします。
	局長補佐	確認出来ましたのでご報告いたします。 現地調査資料の9ページの左下にA棟、B棟それぞれゴミ置き場0㎡と記載してありますが、こちらは建築基準法に則った建物の面積が記載してあるそうです。実際のゴミ置場は、土地利用計画図に記載してあることが確認できました。場所は、A棟の東側、入り口付近の角に2つの四角形が並んで記載してありますが、これがA棟、B等の共通のゴミ置き場になります。蓋を上げるタイプのゴミ置き場だそうです。物置タイプのゴミ置き場の場合は建築基準法上建物と認定される為何㎡と記載されるのですが、蓋を上げるタイプは建築基準法では建物と見なさないため0㎡と記載されているそうです。
	市川職務代理	後から置くだけの物だから建築物にはあたらないと言う事ですか。
	局長補佐	はい、そうです。
	議長	第1号議案、保留にしております番号2についてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、『第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号2は議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地の復元状況の報告について	議長	報告事項『(1)農地の復元状況の報告について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地の復元状況の報告について、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用した区域について、農地の復元が完了したことを下記のとおり報告します。詳細については局長補佐より説明します。
	局長補佐	【『(1)農地の復元状況の報告について』朗読及び説明（議案書9頁）】 一時転用されていましたが、復元完了されていることを報告いたします。
	議長	説明があった件につきましてご質問などございませんか。
	一同	なし。
	議長	『(1)農地の復元状況の報告について』の報告を終わります。
(1) 第1回総	議長	その他、(1)第1回総会議案第1号(1)について、提案者より説明を願

会議案第 1 号 (1) について	局長補佐	<p>います。</p> <p>事前にお配りしています報告事項(2)資料①により説明させていただきます。前回 4 月総会で条件付許可となっております令和 3 年度第 1 回総会議案第 1 号 (1) の 共同住宅と駐車場の 5 条案件でございます。資料の 1 ページに写真を載せています。ここは、申請地の隣地で地目は溜池です。上の写真は 4 月 9 日金曜日に撮った撤去前の伐採した草木が積んである状態の写真です。庄倉委員と亀尾委員と私の 3 人で確認しています。その後、撤去されましたので 4 月 12 日月曜日に同じ 3 名で、草木が撤去され、網を張って中に入れないようにしてあることを確認しました。下の写真になります。同日の 4 月 12 日に溜池から雑種地に地目変更されたということで、その書類も提出頂きました。あわせて、条件が揃いましたので、会長にご報告して、同日付けで許可書を発行しております。</p> <p>2 枚目の資料 2 をご覧ください。良い機会ですので、農業に関わる廃棄物について簡単にご説明します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございます。廃棄物は法律の中で、一般廃棄物と産業廃棄物の二つに大別されるそうです。一般廃棄物は、生活系と事業系に分かれています。自家用の作物を作るのに係るゴミは生活系に含まれます。農業でも自家用でない販売用に作る作物に係るゴミは事業系に含まれます。刈った草や木くずは一般廃棄物に該当すると確認出来ております。なお、一般廃棄物につきましては、各自治体に統括、処理責任があると言う事で、南部町では町が責任を持ち、役場の町民生活課が窓口になります。</p> <p>次に右側の産業廃棄物ですが、こちらは事業活動に伴い生じた廃棄物であって、廃棄物処理法の中で規定された 20 種類を産業廃棄物と言います。例えば廃油、がれき、紙くず、木くず、畜産のふん尿などがあります。農業の販売用の作物を作られる場合に下の方の 13 種類が産業廃棄物に当たるということです。木くずとか、そのような類の物は業種指定がしてありまして、上から 2 番目に木くずとありますが、建設業、木材、木製品製造業など業種指定がしてありますので産業廃棄物になりますが、農業については産業廃棄物に当たらないと確認がとれています。ちなみに産業廃棄物は事業者自らに処理責任あると言う事です。</p>
	議長	<p>前回、執行部に委任の上、条件付きで許可するとなっておりますが、条件が揃いましたので許可となりましたことを皆様に報告致しました。</p>
	議長	<p>その他、活動記録の電子化について説明を願います。</p>
6.その他 (1) 活動記録の電子化について (スマートフォン、タブレット、パソコンで入力及び提出可)	局長補佐	<p>議案書の 10、11 ページをご覧ください。活動記録の電子化について説明いたします。</p> <p>活動記録の提出をお願いしているところですが、現在、手書きによる紙での提出になっています。パソコン等での入力による提出がしたいとの要望がございましたので、今回、南部町役場で活用していますとっとり電子申請サービスを利用した様式を作りました。印刷までしなくてもパソコンやスマートフォン、タブレットに入力するだけで自動的に役場の方にデータが届くようになっていきます。パソコン上ですと個人情報が残ってしまいますが、これはインターネット上ですので、送ってしまえば個人情報も消えてしまいます。是非、ご活用いただけたらと思います。やり方については、資料の右下に書いてあります活用方法を見てください。スマ</p>

		<p>ートフォンですとQRコードで読み取ればとっとり電子申請サービスに繋がりますので、外出先からでも手軽に入力できるようになっております。URLをパソコンに入ると入力画面が出てきますので、こちらに入力していただくと非常に簡単ですので、よろしくお願ひします。</p> <p>11 ページには入力した例を付けています。印刷イメージしますとこのような様式になります。こちらは、事務局にデータで送られてきますので、事務局で印刷して保管しますので、委員の皆さん方は特に保存される必要はございません。従来どおり紙で提出していただいても良いです。とっとり電子申請サービスの個人情報の取扱いですけれども、個人情報保護法ですとか、南部町の個人情報の条例がございますので、これらに基づいて保護されております。安心して使っただけだと思ひます。</p>
	議長	<p>このことについてご質問はございませんか。今までどおり紙での提出でも、どちらでも良いと言う事です。ネットを利用した場合の通信料はどうなりますか。</p>
	局長補佐	<p>ご自宅でWi-Fiを繋いでおられたらそれ以上かかりませんし、外出先からなら通常の通信料はかかりますが、それほど高額ではないので、ご利用いただけたらと思ひます。</p>
事務連絡	局長補佐	<p>南部町農業委員会では、6月の総会からクールビズの取組を実施しますのでよろしくお願ひします。期間は10月の総会までの5ヶ月間になります。</p>
(2) 五色ヶ丘果樹団地再生事業スケジュールについて		(産業課 益田主幹入室)
	議長	(2) 五色ヶ丘果樹団地再生事業スケジュールについて説明を願ひます。
	益田主幹	<p>3月の農業委員会総会でご案内しました五色ヶ丘団地再生計画について、現在の状況を皆様と情報共有させていただきたく、お手元に各団地スケジュールという資料をお配りしています。表が二つございます。上の表が五色ヶ丘団地、朝金の上野集落のゴルフ場の上手にあります梨や柿の果樹団地の再生計画の表になっています。下の表は、柿「輝太郎」と書いてありますが、輝太郎柿の新植を増進していく取り組みの進捗状況表です。現在に至るまでの経過、今後の計画についてご説明したいと思ひます</p> <p>後継者不足により果樹が伐採されて利用されていない農地が増えてきました。令和2年から、そのような農地を対象に、梨でいえば新甘泉などの高付加価値のある作物の定植を促していくところで計画を始めました。</p> <p>表の上から説明します。行政関係者やJAの関係者の皆さん、普及所、農林振興課、地域整備課などと計画のスタートを切り検討を始めてまいりました。令和2年に、いこい荘で説明会を行い、五色ヶ丘団地で現在耕作されている生産者の皆さんを対象に、国の事業の説明ですとか、今後の進め方などの概要をご案内申し上げました。</p> <p>2月、3月になりまして、実際にどのような農地が空いているのか、耕作者がおられず困っていらっしゃる農地がどれだけあるのかといったところで、農地の貸出し意向調査という形で地権者の皆様にご案内を差し上げながら、それを取りまとめてまいりました。</p> <p>令和3年度に移りまして、現状ですが、事業実施農地の洗い出し、既存農家の新植定植の確認などを取りまとめて集計を進めている状況でございます。貸し出しても良い農地を明らかにしていく中で、この5月に、</p>

	<p>梨の栽培をされたい方を町内に呼びかけながら、希望者を募ってまいりたいと思っています。まずは説明会ということで、広報、情報なんぶ等でご案内しながら、南部町内全域での意向の確認をしてまいりたいというところです。これがこの表で言いますと、“募集（町内で呼びかけ）”、“募集（説明会の開催）”の項目で、5月から6月にかけて説明会を行ないたいと考えています。</p> <p>2番目の“柿「輝太郎」”の関係ですが、黒い丸が、右側に白い丸に移っている表になっております。実を申しますと、輝太郎の計画については、どのような地域で行っていくのか検討中です。具体的にどこの団地で進めていくか定まっていません。まずは五色ヶ丘団地について、5月、6月に説明会を開催して、利用希望者を対象に説明会を行い、希望者を取りまとめていきたいと考えているところです。</p>
議長	このことについて、お聞きになりたい事はございませんか。
野口委員	今現在やってみたいと言う方はおられますか。
益田主幹	現在、五色ヶ丘団地に農地を有しておられる方々に、定植、新植の意向を伺っております。やってみたいと言われる方は何人かおられます。その中で、ぶどう栽培に取り組んでみたいと言う声も上がっています。国や県に確認していますが、品目は梨の新甘泉に限らなくとも良いと言う事ですので、これから希望される方と打合せを行いながら、実際出来るかどうか詰めていきたいと考えているところです。町内全域については5月、6月に取りまとめたいと思っています。
野口委員	分かりました。
庄倉委員	これから町報など声掛けとなっていますが、どれぐらいの人数でないと貸せないと言う事はありますか。例えば1人で少しだけとかでも良いですか。
益田主幹	大変揉んでいるご質問でございます。と言いますのも、今回、国の事業を使いながら、棚の整備をしたり、灌水設備が不十分な所には灌水設備も整備していくといった事がありますので、受けられる方の負担割合が非常に難しくなってくるということがあります。今、事務局内で打合せしている中では、一筆という単位でやらざるを得ないのではと言う事が出ていますが、まだ明確な方針が定まっておりません。
井田委員	この事業に関して、現在廃園になっている畑の木や棚の撤去費用は対象にならないと聞いていますが、借りられた人は、その費用を全部負担するとなるとすごい重荷になると思いますが、そこら辺はどう考えておられますか。
益田主幹	今植わっていて収穫もされている木の伐採は対象になりません。抜根は対象になります。抜根は整地という扱いになると思います。棚も整地の範疇に入るのであろうと思います。現在、果樹園を経営されていて木が植わっている、例えば今年度収穫されて、来年度どうするかといった場合、伐採だけと言っても多大な負担がかかってくると思います。そのような場合、現在耕作されている生産者の方と、利用を希望される方と、事業との絡みの中で個別に相談という形になるのではと想定しています。耕作されている方が伐採して貸し出すというパターンも出てくるとは思います。
議長	伐根は良くて、木を切るのは対象にならないと言う事ですか。

益田主幹	木は駄目だとなっています。整地の解釈も含まれる事と、含まれない事を国は分けています。
井田委員	伐根するには重機が入ります。重機が入るには、棚があれば撤去しなくてははいけません。棚の撤去費用というのは補助対象になりますか。
益田主幹	棚も抜いてしまわなければいけないので整地の範囲になると県の見解です。
議長	私からお聞きします。 地区で を作ると言って 2 年ほどで辞めてしまわれたと言う事がございました。辞めた人も機械を購入したりして大変ですが、貸した側も困られています。町の指導体制はどのようになっているのか、課長さんのお考えをお聞きしたいと思います。
局長(産業課課長)	町内の方、新しく入られる方、色々な方がおられると思いますが、これから事業取り組んでいきますので、我々もどのくらいマッチングできるか全く分からない状態です。何件かマッチングが出来て、事業を進めていく中で、経験のある方、無い方色々おられると思いますが、会長がおっしゃられたような事がないように、町、産業課初め、農協、果樹部、普及所等々タッグを組んで指導してまいりたいと思います。少しでも園地の廃園が減っていくように考えておりますので、これからもご指導いただきたいと思います。回答になっていませんが、よろしくお願い致します。
議長	特に地元委員さんには相談して下さい。 新規就農者で、 例があります。調べてみると、 と言う事でした。その様なこともあることを考えていただかないといけません。十分に 、 していただきたいと思います。
局長(産業課課長)	はい。
作野委員	既存のもう辞められる方の農地が対象なのか、新しい農地も考えておられるのか、スケジュールの段階でどの程度の面積を考えておられますか。
益田主幹	まずこの事業の要件というのが、同じ受益を得る団地、水田などでは連単性と申しますが、五色ヶ丘団地周辺は非常に豊富な水源を有していて、汲み上げた水をそれぞれの果樹団地に配っています。灌水設備を取り巻く果樹園が一体的なものであり、ひとつの受益の中で構成している果樹団地と見なされていることから、五色ヶ丘がまず取組やすいのではないかと申す事で予定しています。ここは灌水設備もあり、周りも果樹農家の皆さんがたくさん耕作されている中で、辞めて木を切って草刈り管理をされている果樹園が増えてきて、非常にもったいないなというようなところが着想でございます。木が切られて、草刈りだけをされているような所を対象にしたいと思っています。
作野委員	面積はどのくらいですか。
益田主幹	まだ精査できていませんが、1ha を目標にしています。農地台帳やJA果樹部さんが把握しておられる面積などを参考に精査していきたいと考えています。
野口委員	1ha はわずかな面積だと思います。耕作されていない農地は 1ha なんてものではありません。その中で、1ha だけに限られるのであれば、1軒の家でも 1ha されてないところがたくさんあります。そういうところだけ

	を限定するような方法はないですか。
益田主幹	私も最初に意向調査を皆様にお配りしたときには、もっと出てくると思っていたのですが、貸付けの意向調査では、それほど面積が上がってきませんでした。貸し出したいくないという結論のようです。野口委員がおっしゃいましたように 1ha 管理されている生産者の方が、1ha 貸出し、それをマッチングするのが 1 番簡単であると思いますが、現状、意向調査で集まったものは、あっちに 1 枚、こっち 1 枚という状況でした。より効率的な事業の推進をしていくために、なるべくまとまった所で、あるいは関係者もそれほど多くない状況が望ましいと思います。面積の精査をしていく中で、ご意見を参考にさせてもらいながら、より良い方法を考えていきたいと考えています。
井田委員	この事業で土地を貸し出して、借りられた方が途中で辞められた場合、誰が保証してきれいに返して頂けるのか。それがネックで貸し出したいくないという方が私の果樹園でもおられます。
益田主幹	先ほどの会長のご指摘にも通ずるところがあると思います。前回の農業委員会総会でもお話ししましたが、この事業を活用する為の要件として、中間管理事業を活用するとなっています。貸出し意向者、借受け意向者の間に一旦県が入りまして、中間的に県が保有して借り受ける、それを希望者に貸し付けるという形態をとっています。だから絶対に約束ができるというものではありませんが、お互いに合意を図っていきたいと思います
作野委員	継ぎはぎだらけの、まとめて作れる状態ではない農地で、貸し出す方には、借りた方が途中で辞められた場合の心配があるという事です。補助事業では良いことばかり話されて、その気になります。悪い点、重要な事もしっかりと説明されて推進していただきたいと思います。具体的な段ではないという事ですが、この事業が進み、本気で取り組むことになれば、設備などの経費も発生してきます。本気で取り組んでいただかなければ困ります。その様な事もしっかりと説明されてからの推進だと思いますが、どのようなお考えですか。
益田主幹	本来ならば、現在生産されている果樹農家の後継者の方が維持されていくのが 1 番だと思いますが、それが見込めなくなってきた現状があり、新しく誘致をしていくという考えになりました。途中で辞めたることになれば、地権者の方、周りの果樹園の方、集落の皆さんへの迷惑につながります。国庫補助金を使えば、状況が思わしくなければ全額返還と言う事もあります。極力、地権者の方、借り受けを希望される方にはリスクを理解していただきながら、役場として認識しながら進めてまいりたいと思います。
井田委員	これはお願いですが、今回も霜の被害がありました。五色ヶ丘も霜のあたる所、あたらない所があります。新芽に霜があたると収穫できません。新しく入られる方には、なるべく霜のあたらない所を、よく精査してもらって事業にあたってもらいたいと思います。
議長	他にございませんか。無いようですのでこれで終わります。
	(産業課益田主幹退出)

(3)令和3年度第2回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第3回南部町農業委員会総会は、令和3年6月10日（木）に開催します。
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第2回南部町農業委員会総会を閉会します。